

2022 (令和4) 年度
法務研究科 法務専攻 (法科大学院) D 日程 入学試験問題
「小論文」

【問題】 次の文章を読んで後の設問に答えなさい。(配点100点)

- A : うーん、なんか納得いかないんだよね。
B : どうしたの。
A : 新聞に憲法に関する世論調査の結果が載っていたんだけど、最初の方の質問で、「あなたは憲法を改正する必要があると思いますか、改正する必要はないと思いますか」って聞いてるんだよね。
B : それがどうしたの。おかしい質問だとは思わないけど。
A : 「改正する必要がある」という回答と「どちらかといえば改正する必要がある」という回答をあわせると 65 % を越えていて、「どちらかといえば改正する必要はない」「どちらかといえば改正する必要はない」という回答をあわせても 30 % ぐらいなんだけど。
B : 憲法改正賛成派が倍ぐらい多いんだ。
A : 別の調査では、ほぼ半々という結果もあるんだよ。それはいいとして、最初に「憲法改正が必要と思うか」っていう質問をしても意味がないんじゃないかと思うんだ。9条2項の戦力不保持を廃止して、自衛隊の存在を明記したいって思っている人も、環境権や知る権利みたいな新しい権利を追加すべきだって思っている人も、二院制が無駄だから参議院を廃止して一院制にすべきだと思っている人も、「改正すべきだ」ってことになるわけでしょう。
B : でも、改正すべき条項はどこかっていうのも、後の方の質問で聞いているんでしょう。
A : うん。一番多いのは、「憲法9条と自衛隊の在り方」なんだけど、これでも半分以下なんだ。次は「大災害時などの緊急事態条項の新設」で1/3ぐらい。
B : コロナ禍だからかな。
A : 多分ね。それはそうと、おかしいと思うのは、憲法のどこをどのように変えるかっていうことになって、初めて「賛成」「反対」っていえるはずでしょう。最初に憲法改正に賛成か、反対かっていう聞き方をすれば、憲法のどこかを改正した方がいいと思ってる人が積み重なって、憲法改正に賛成している人が多いようなイメージになるんじゃないか。これって、一種の印象操作なんじゃないかな。
B : それは考えすぎじゃない。質問の順番として、まず、大きく、憲法改正に賛成か反対かを聞いて、その後で、細かい質問に移っていっただけなんじゃないの。
A : でも、最初から、「次の条項を改正すべきだと思いますか? ①天皇制に関する条項、②9条と自衛隊のあり方、③基本的人権の条項……」って聞き方もできるじゃない。改正する条項を示さなければ、賛成だ、反対だっていても、意味ないと思うんだよね。
B : でも「基本的人権の条項」っていても、いろいろあるでしょう。環境権や知る権利を明記することだって「基本的人権の条項」だし、緊急事態では基本的人権の制約を強めるべきだっていうのだって、「基本的人権の条項」だよ。天皇が元首だかって明記すべきだっていう意見も、天皇制を廃止すべきだっていう意見も「天皇制の条項」でしょう。そういうことをいいたしたら、きりがいいんじゃないかな。
A : それはそうだけど。
B : 戦後の日本では、改憲派・護憲派っていう大きな政治的枠組みがあって、対立し合っていたよね。今でも、憲法記念日にはお互いが集会を開いて、自分たちの見解をアピールしようとしているでしょう。だから、最初に、憲法改正に賛成か、反対かを聞くのは当たり前だし、意味があることだと思うんだけど。
A : 改憲派・護憲派という枠組み自体が問題だと思うんだよね。単に「変える・変えない」じゃなくて、「どこを変える・どこを変えない」っていう議論をしないと、分断を煽るだけで、生産的じゃないと思うんだ。だから、最初に憲法改正に賛成か反対かっていう質問をしているのが、ひっかかるんだよね。
B : 分断がよくないっていうのは、わかるんだけどね。

設問1 AとBそれぞれの主張をそれぞれ解答用紙5行以内で要約しなさい。

設問2 AとBの意見について、あなたの考えを述べなさい。